

静岡県告示第121号

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）第9条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の55第1項で規定する個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が知事に対して行う申請書の提出期限のうち、令和2年所得に係る提出期限については、年の中途において事業を廃止した場合を除き、同項の定めによらず、その期限を令和3年4月15日まで延長する。

令和3年2月26日

静岡県知事 川 勝 平 太